平成２９年（フ）第１４７号
長崎県長崎市若竹町１番９―705号
債務者　松尾　和也
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　久嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
静岡県浜松市中区富塚町1933番地の１佐鳴湖パークタウンサウス1402、前住所静岡県浜松市中区松城町214番地の43アートフォルム松城401
債務者　田邉ミナミこと　南　　龍順（ＮＡＭ　ＹＯＮＧ　ＳＯＯＮ）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　康智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４０号
熊本県荒尾市桜山町２丁目19番406号　桜山団地市営住宅Ｆ棟1792号
債務者　原田　博之
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第７５８号
さいたま市緑区大字三室2459番地59　コーポコスモス202
債務者　中谷　鉄治
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７７７号
埼玉県川口市領家２丁目26番10号　柿ノ木荘201コーポ
債務者　髙山　正人
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５０号
さいたま市北区日進町１丁目222番地３　ハイユニメントＩＴＯＨ102号室
債務者　佐々木　啓
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２９号
埼玉県上尾市大字原市4362番地21、旧住所千葉県市原市辰巳台東３丁目16番地　ライブフロント市原たつみ台Ｂ棟503号室
債務者　松井　明美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１００８号
埼玉県戸田市上戸田５丁目２番９―404号
債務者　川崎　詩歩
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２６号
埼玉県蓮田市大字黒浜742番地６
債務者　山下　将矢
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４７号
さいたま市南区辻７丁目10番３―407号、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目27番15号
債務者　今溝　　瞬
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８０号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目７番40―302号ウィルローズ蕨
債務者　鳥羽　紀子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９９号
さいたま市西区大字飯田新田400番地　ＲＣ５―206
債務者　松崎　　孝
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町411番地13、旧住所埼玉県本庄市児玉町秋山2314番地３
債務者　韮塚　恭子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８２９号
千葉県市川市市川南３丁目10番14号　（メゾン光ミナミ103）
債務者　田中　昌子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８３号
千葉県船橋市習志野台２丁目54番17号　フロンティアＩ―Ｂ棟201号、申立時の住所千葉県船橋市習志野台６丁目14番１―311号
債務者　石丸　勝隆
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８９９号
千葉県市川市宮久保６丁目17番29号
債務者　髙本　淑郎
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係